平成２７年（フ）第４０６０号
大阪市住吉区長居東３丁目２番27―207号
債務者　山本　朝子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０７２号
大阪府茨木市彩都あさぎ２丁目５番２号
債務者　若林　真理
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１３７号
大阪市生野区新今里２丁目10番23号大東コーポ４Ｃ
債務者　川崎　敏夫
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１６５号
大阪府寝屋川市点野１丁目23番１―705号
債務者　米田　珠恵（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１９３号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番112―103号
債務者　苅場伊都子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２２３号
大阪市西淀川区竹島３丁目３番23号　ラフィーネ竹島202号室
債務者　志水　雅信
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２９９号
大阪府摂津市別府１丁目12番26号
債務者　久川扶美子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３３２号
大阪府枚方市中宮北町２番６―401号
債務者　佐藤いづみ
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３３９号
大阪市平野区加美東３丁目５番２―110号
債務者　窪田　正子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３７２号
大阪府寝屋川市明徳２丁目13番26―207号
債務者　中島　晋
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３９５号
大阪府豊中市螢池中町３丁目９番22号
債務者　吉田　惠次
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３９６号
大阪府豊中市螢池中町３丁目９番22号
債務者　吉田　牧子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４００号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目６番21号マンションポパイ１　419号
債務者　槌谷　徳仁
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７３号
函館市高丘町３番１号　永楽荘
債務者　浦田テルエ
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１３７号
現住所秘匿、前住所山形県天童市泉町２丁目９番６号　山口スカイパレス　１―３号
債務者　相澤　了子
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４６号
山形県天童市北久野本５丁目８番14号
債務者　小松　隆
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０６号
千葉県成田市橋賀台３丁目５番地（２棟103号）
債務者　佐藤　清昭
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部